

札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務 提案説明書

1 本書の目的

本書は、本市が実施する「札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務」の委託について、審査により契約候補者を選定するために必要となる事項について定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名
札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務
- (2) 業務内容及び提案を求める事項
別添「札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間
契約締結日から令和8年3月26日まで
- (4) 委託費（契約限度額）
18,007,000円（消費税等相当額を含む）以内

3 参加資格等

以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 提案書類の提出期限日までに、札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が大分類「一般サービス業」又は「建設関連サービス業」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

4 提出書類

- (1) 企画競争参加申請書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 企画提案書
 - ア 関連業務の履行実績（様式3-1）
 - イ 業務実施体制（主担当者の経歴等を含む）（様式3-2）
 - ウ 業務実施スケジュール（A4版片面1枚以内、様式任意）
 - エ 本市の現状と課題（A4版片面1枚以内、様式任意）
 - オ 業務内容（A3版片面3枚以内、様式任意）
 - カ 再委託予定先の一覧（A4版片面1枚以内、様式任意）
本業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、業務遂行上、本業務の一部を再委託する必要がある場合は、再委託先について、以下の事項を記載すること。

- (ア) 会社名
業務実施体制（様式３－２）で記載した再委託予定先と同一の表現を使うこと。
- (イ) 所在地
複数の拠点を持つ場合においては、本業務を行う予定の者が契約期間中に最も多く勤務する場所を記載すること。
- (ウ) 再委託する業務の範囲
- (エ) 再委託が必要な理由

5 企画提案書の内容について

別紙「仕様書」及び別表「評価基準」を熟読のうえ、以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 様式で指定する項目
 - ア 関連業務の履行実績
 - イ 主担当者の経歴等
 - ウ 実施体制について
 - エ スケジュール
 - オ 本市の現状と課題の理解度
- (2) 提案項目
 - ア オフサイトPPAの候補地の検討
候補地に求められる条件を整理し、実現可能性を判断する際に重視する点を提案すること。
 - イ 供給施設の検討
多数の候補施設の中から、電力供給する施設群を検討するにあたり、重視する点を提案すること。
 - ウ 電力調達における課題及び解決策の検討
自治体特有の制約に対応しながら、再エネ電力の導入・活用手法を検討するうえで重視する視点及び課題解決に向けた取組方針を提案すること。
 - エ 独自提案
上記提案項目以外に、業務を進めるにあたり効果的と考えられる独自提案を行うこと。

6 企画提案書作成にあたっての留意事項

- (1) A 3 版については、Z 折りにして綴じること。
- (2) 企画提案書には表紙をつけ、表題として「札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務」と記載すること。
- (3) 企画提案書は正本 1 部、副本 11 部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- (4) 正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。
また、所在地についても、正本を除き、「北海道札幌市」など市町村までの記載とし、会社を特定できないように留意すること。

- (5) 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- (6) 体裁は以下のとおりとする。
- ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
 - イ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズ12pt以上に設定すること。また、手書きで記載する場合は、1 行あたり39文字を限度に記入すること。
 - ウ 上下左右に20mm以上の余白を設定すること。

7 企画競争実施に係るスケジュール

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおり予定している。

企画競争実施の告示	9 月22日（月）
質問受付	9 月22日（月）～9 月30日（火）15時
企画競争参加申請書及び会社概要の提出期限	9 月30日（火）15時
参加資格審査結果決定通知送付 質問に対する回答のホームページへの掲載	10月 6 日（月）17時までに行う
企画提案書の提出期限	10月14日（火）12時
審査	10月21日（火）予定 ※提案者多数の場合、事前に書類審査により 3 者程度に選考し、ヒアリング審査を実施する。書類審査の結果については、確定後速やかに企画提案者全員に通知する。
契約候補者の発表	ヒアリング審査の 2 日後を予定
契約の締結（予定）	11月上旬から11月中旬に予定

8 提出方法等

(1) 提出部数

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（様式 2）：各 1 部
- イ 企画提案書：12部（正本 1 部、副本11部）

(2) 提出期限

- ア 企画競争参加申請書（様式 1）、会社概要（様式 2）
令和 7 年 9 月30日（火）15時【必着】
 - ・提出が無い者からの企画提案は受け付けない。
 - ・参加資格の審査を行い、令和 7 年10月 6 日（月）までに結果を通知する。
 - ・企画競争参加申請書提出後に参加を取りやめる場合には、事前に連絡すること。
- イ 企画提案書：令和 7 年10月14日（火）12時【必着】

(3) 提出先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所12階
 札幌市環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課 担当：室腰、廣永
 電話：011-211-2872 FAX：011-218-5108
 e-mail: kan.energy@city.sapporo.jp

9 質問の受付及び回答

本業務の企画提案に関する質問は、「質問書」（様式4）を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年9月22日（月）～9月30日（火）15時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

上記8(3)のEメールアドレスに提出すること。

(2) 回答

回答は、ホームページに令和7年10月6日（月）17時までにすべての質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。

10 企画提案の審査

企画提案は、「札幌市未利用地における太陽光発電設備導入検討業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において審査する。

審査に当たっては、実施委員会の各委員が(4)「評価基準」に基づき、100点満点で採点し、各委員の評価点の平均が60点を超え、かつ、獲得点数の最も高い企画提案者を本件業務の契約候補者として決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を実施することとし、各委員の評価点の平均が60点を超える場合には契約候補者として選定する。

(1) 審査

ア 日時

令和7年10月21日（火）（予定）

※提案者多数の場合、事前に書類審査により3者程度に選考し、ヒアリング審査を実施する。

イ 会場

札幌市役所会議室（予定）※日時及び会場は別途通知する。

ウ 発表方法

企画提案書を用いた説明とする。

エ 発表時間について

1 企画提案者あたりプレゼンテーション15分、質疑10分（予定）。

なお、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

(2) 選定結果の通知、結果に対する質問

ヒアリング審査後、提案者全員に速やかに文書により通知する。また、選定結果に疑義があるときに対する質問は、通知があった日から起算して3日以内に8(3)へ様式4を提出すること。

(3) 評価基準

別表のとおり。

11 契約候補者の決定について

上記10により選定した契約候補者と仕様書に基づき詳細を協議したのち、札幌市契約規則、事務取扱要領その他の関係規程に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、下記12(5)の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

12 その他の留意事項

(1) 著作権等に関する事項

ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。

イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

ウ 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

オ 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(3) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため委託者と受託者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。

(5) 失格要件

企画競争参加申請書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、または契約候補者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明したとき、または満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、または利害関係を有することとなったとき。

エ その他、実施委員会が不適切と判断したとき。